

第七節 交通・通信網の展開

1 外国使節の通行

オランダ商館長 兵庫津が、瀬戸内航路の東に位置し、京大坂に近い港としてもっている重要さは、近世一行の兵庫寄港 においてもかわらず、朝鮮使節やオランダ商館長の参府時には、つねにその寄港地にな

っていた。オランダ商館長の参府というのは、毎年(寛政二年(二七九〇)以後四年に一回)献上品を呈して将軍に挨拶するという儀礼的な行事であるが、オランダ側は商館長・書記・医師ら数名を原則にして、それに日本側随員(五〇名程度)が加わるといって一団である。全行程長崎〜江戸間のうち、瀬戸内部分は幕府が用意した船を用い、それ以外は陸行することが多かった。その航海の途次に兵庫へ寄港する。

オランダ側の医師ケンベルが加わっていた元禄四年(一六九二)の参府時には、下関から乗船して兵庫で小型船に乗り換え、大坂に向かっている。ケンベルは兵庫で乗り換えることを「大坂の港は浅く、われわれの乗って来た船では行けないので、前もって荷物を積み込んでおいた四艘の小舟を漕いでいった」と説明している。兵庫港の特質が簡潔に描かれている。帰路も兵庫まで来て乗り換えているが、逆風のため三晩滞船し

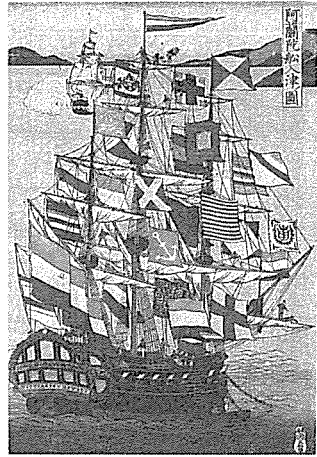


写真 97 オランダ船長崎
入津図(部分)

てから出航した。

宝曆十四年(一七六四)の参府時は、商館長一行を乗せてきた「阿蘭陀人召船」が、たまたま兵庫港停泊中に、朝鮮使節船の下向予定が重なり、混雑を避けるためその退避問題が起こった。実際には、この時朝鮮使節の下向が予定より遅れたため、支障は生じなかったが、尼崎藩や「阿蘭陀人召船」の船宿を勤めた東出町雑古屋平兵衛がその折衝にあたっている。この船宿がオランダ人の宿泊その他の世話をしたものと思われる。

文政九年(一八二六)のオランダ商館長の参府時には、シーボルトが加わっていた。この一行も瀬戸内は舟行し、往路は室津で上陸、二月三日の夜は兵庫で宿泊、翌四日陸路大坂へ出発している。帰路は五月十日陸路兵庫に到着、十四日まで滞在し、室津から回航されてきた往路と同じ船に同夜乗船、下関へ向かって出航している。

朝鮮使節 朝鮮使節の場合は、一行の人数も四百数十名と多く、寄港地・接待所(御馳走場)・宿泊所が設けられる。この使節の来

日は、文禄・慶長の朝鮮侵略によって悪化した国交を回復しようとした家康が、対馬藩を仲介役として折衝を重ねた結果、慶長十二年(一六〇七)、朝鮮から回礼刷還使を迎えることになって始まったものである。以後、将軍就任慶賀などの通信使を含めて一二回に及んでいる。もっとも、最後の文化八年(一八一)の使節

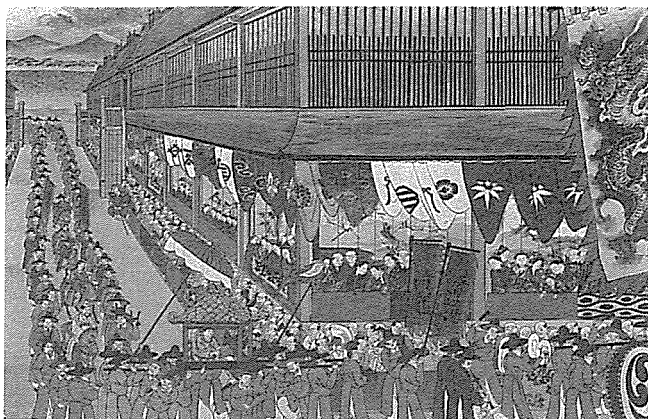


写真 98 朝鮮人來朝図 (江戸 部分)

は、対馬で応接を受け、江戸までは行かなかった。

この一回とも、兵庫は寄港・接待地となっていない。慶長十二年・元和三年（一六一七）の二回は兵庫を預かっていた片桐貞隆が接待の任にあたった。慶長の時、使節の一行が上陸した時の様子を、その随員であった慶七松は、「海辺よりゆくに、大道に従い館所に至ること、

ほとんど四、五里ばかり、道路みな洒掃、一点の塵芥なし、左右は市塵にして、観る者道を擁す」（『海槎録』）と書きとめている。二回目の時は、夜に入って風雨が強まったため一行は下船することになったが、予定の館所までは行かず、浜近くの民家に止宿したという。朝鮮側は三回目まで日本側が侵略時に連れ帰った同胞の送還に努めているが、この二回目の時は、帰途に兵庫でも一人を乗船させている。

三回目以後は、兵庫津を領した尼崎藩（五万石）が、幕府から兵庫での接待役を命ぜられた。一〇万石以上の藩は接待をすべて負担したが、それ以下の藩に対しては、幕府はそのうち料理部分だけを肩代わりすることにしたので、兵庫でも代官級二名が賄い役として別に選任され分担している。

使節の寄港・接待地の準備は、時には二年ほど前から始め

られた。地元での準備の内容は、宿舎の割り当てとその修繕、料理人の選定、諸道具の調達、船入りの浚渫、棧橋の設営、番所の増設、接待にあたる肝煎・給仕人の割り当てから、使節船の情報収集のために下関・鞆・牛窓ほかへの飛船の派遣、衝に当たる尼崎藩役人や代官の受入れ、宿舎検分に訪れる藩主・大坂町奉行・対馬藩役人などに対する接待まで、かなりの質量に達する。さらに海上では、使節船の出入港時には、引き船・通船・水船・薪船をはじめ、対馬藩諸役人乗船などが必要で、さきの飛船と合わせると、延べ二四〇艘以上、水主一五〇〇人以上が動員されている。もっとも、この船・水主は武庫・菟原・八部三郡の浦役をもつ村々が負担した。

享保四年（一七一九）の例では、夕暮兵庫に入津した使節側が、その夜「湾岸の板を鋪いたところに出て、楽手たちに鼓笛を奏でさせ、二人の童子を対舞させた」（申維翰『海游録』）ところ、日本側見物人が多数集まったというし、ときには書を乞う者もあり、知人を介して会談を求めて来る者もありで、使節側でも詩作したり、書を与えたりしたという。こうして寄港・接待ということ自体が、日・朝交流の直接の契機となっていた。こうしたことは兵庫に限らず各地でみられ、今に童子の舞などが行事の一環として伝えられているところもある。

宝暦十四年 宝暦十四年の使節の場合は、兵庫に「朝鮮人御用覚日記」「朝鮮通信使来朝帰帆官録」などの朝鮮使節の記録が残っていて、かなり詳細に状況がわかる。この時は、使節一行に先立って、幕府へ

献上される鷹を積載した船が宝暦十三年十二月一日に入港し、翌二日出港、ついで献上馬の船が、同十九日入港し、二十一日に出港している。兵庫では、その間津中の犬は一匹余さず捕えるように指示され、隔離し

たという。

使節の一行は、正使・副使とその介添えの従事官を主とし、以下諸事務をとる上々官(堂上訳官)から医師・護衛・鼓手・童子まで含めて四八〇人に達していた。したがって兵庫での賄い接待も、正使・従事宿は絵屋右近右衛門、副使・上々官宿は網屋新九郎、上判事宿は小豆屋助右衛門、中官宿は肥前屋粘右衛門(いずれも浜本陣)、その他は対馬藩関係者を含めて約五〇軒の民家に分宿のかたちで行われた。とくに正使・副使・従事三使の宿は、畳・障子が張り替えられたという。食器・燭台・手燭・行灯・留塗枕・蒔絵硯箱・碁盤など必要な道具は、津中をはじめ各所から集められ、それぞれの宿へ配分された。上陸のためには、三使の船が接舷できるように、五間に一〇間半の臨時の棧橋が新設されている。

往路は宝暦十四年一月十九日、夜になって使節の船六艘が相次いで到着した。尼崎藩からは病氣の家老に代わって、目付野瀬小左衛門・森嶋弥五左衛門の兩人と兵庫奉行粟津喜兵衛らが関船で、兵庫津からは岡方・北浜・南浜三方の名主右近右衛門・弥兵衛・八左衛門と庄屋武八らが船で、ともに和田崎沖まで出迎え、三使の船は新設の棧橋に接舷した。夜は浜辺の各町で、延べ五八〇余張にのぼる提灯が掲げられた。夜半ころ三使は上陸し、宿舎に入ったが、翌日夜明けには早くも出港している。使節一行の入港中は、防火のため日暮れ以後は火を焚くことが禁止されたので、炊飯などもできなかったという。

帰路の時は、大坂で事件が突発し、出港が大幅に遅れただけでなく、その予定も立たず、兵庫では引き船・通船などの確保のために水主の自分稼ぎを制限していたので、その対策に苦慮している。約一カ月遅れて宝暦十四年五月八日、午後から夜半にかけてようやく入港、一行はその夜は船で過ごし、翌日午後になって一

且上陸した。しかし同夕乗船してから東風が強くなり始め、ついに下船、風は夜に入って吹きつゝのり、兵庫では人足を繰り出して、船体の防護に忙殺された。必要な綱や錨は二ツ茶屋・神戸・御影・魚崎など近辺の各浦からも集めて来てこれにあて、事なきを得ている。その後、風を待って出港したのは、十四日の朝であった。この時、たまたま兵庫の船大工が、阿波・讃岐・播磨の他国船主三人から、工事の都合などで錨や綱を預かっていたのがあって、この危急の際ということで借用した。後にその返礼として、尼崎藩は銀札八匁六分を贈ろうとしたが、三人の船主はいずれも、海上危急の時は相身互いのことであるとして受け取らず、出航していったという。

この寄港・接待のうち、賄いの部分は幕府の負担で、魚介などの調達に入札が行われたが、地元では入札額の引下げが指示されたため希望者がなく、結局大坂の木津屋長兵衛ら三人が請け負った。のち材料を納入した兵庫の商人との間に、代金支払い遅延に対する交渉が続けられている。動員された水主・船の費用は、銀二七三貫余にのほり、尼崎・西宮・兵庫をはじめ、その間にある浦役をもつ村々が負担したが、尼崎藩からは水主扶持米四〇〇石が下付されている。また兵庫で手配した御用人足三三二五人分についても、その扶持米一六石六斗余が下付されているが、当時の米一石の値段およそ銀五三匁で換算してみると、水主扶持米で二一貫二〇〇匁、人足扶持米で八八匁にしかない。

このほか兵庫以外の地方では、菟原・八郡郡の幕府領であった三〇余カ村に、幕府から使節へ贈る猪四五匹分が賦課されている。この猪はもちろん六甲山地で捕獲された。たとえば白川村では、宝曆十三年二、三月と九、十月の春秋二回に分けて猪狩りを実施している。数名ないし十数名で一組を編成し、出動延べ回数

は二八回に及び、猪七匹を射止めている。これらの猪肉は近在の皮多に依頼して塩詰め加工したあと、幕府に提出された。

この使節一行の国内通行のため、彦岐勝本から兵庫・大坂までは各寄港地、大坂からは部分的に船を利用したが、江戸までの各宿場合わせて四二カ所において、幕府は三七人の大名を指名してその接待に当たらせた。したがって幕府は、その大名のうち一〇万石以下の場合の賄い料、大坂・京・江戸での宿所の整備と賄い費、それに陸路での輸送人馬の諸費用を償う必要があった。もちろんこれは、使節来朝の「人馬割諸入用 其外御賄方入用」として、市域を含む摂津・播磨など沿道一六カ国の村々に、高一〇〇石につき金三兩一分永一二五文の割合で賦課された。ただ菟原・八部両郡のように猪やそのほか鶴を負担した村はその半分となっている。

また、市域の幕府領は、大坂での接待を受け持っていた代官の支配下にあったから、大坂での宿泊・接待の所用にも、当時の駒ヶ林・西須磨・白川村の庄屋三人が動員されている。

こうした朝鮮通信使も以後来朝が途切れ、最後の文化二年度は対馬で応接して終わっているが、この御用猪狩りには六甲山地西方に位置する衝原村に後日譚が伝えられている。寛政十二年（一八〇〇）のある日、この村の山中で、実弾による鉄砲の的撃ちが発覚した。「玉込めの鉄砲取り扱い候段、不届きの至り」ということで村民二人が捕らえられ、入牢を命ぜられたという。近世での鉄砲の管理は厳重で、毎年届け出て許可を受けなければならず、それも普通は鳥獣の作物荒らしに備えた「威し鉄砲」としてである。

その時庄屋市兵衛は、この朝鮮使節への御用猪捕獲をとりあげ、当村にはそのため「玉込め御免筒」が認

められており、「御用滞り無く相勤め申し度く存じ詰め、右稽古玉込め鉄砲取り扱ひ候」と弁明したことが効を奏して、結局釈放されることになったというのである。

2 交通量の増大と宿駅制の矛盾

荷付牛馬口 六甲山地南麓に水車業が興ると、必然的に原料
 銭の発端 や製品の輸送が必要となって、貨運送が始めら

れた。兵庫駅所近辺では、鳥原川・天王谷川・再度谷川・生田川などの水流を利用する油紋り・線香粉ひき・精米といった水車業が始まり、鳥原村・石井村・荒田村などの村民のうちで貨運送を行うようになったのがその例である。

ところが、幕府の宿駅制では、駅所に対して人馬の継立てを義務付ける見返りとして、近在での荷物の貨運送に関する特権を付与するというのが建前であったから、これら新興の貨運送業に対して、兵庫駅では、駅所二里半の内は兵庫の「働き場」であると主張して、まず享保十五年（一七三〇）と同十八年に、鳥原村・石井村・荒田村の貨運送を差し止める訴えを大坂町奉

表 99 兵庫駅周辺村の貨運送稼ぎ口銭

村名	初発年と口銭	備考
鳥原村	享保18年 銀 460 <small>匁</small>	*油車 2 輛 線香車13輛
石井村	〃 460	*油車 4 輛
荒田村	〃 115	*油車 1 輛
奥平野村	宝暦 7 75	米搗き車 3 輛
宇治野村	宝暦 8 43	粉車 1 輛
花熊村	〃 86	粉車 1 輛
熊内村	享保13 2,000	
下谷上村	宝暦 6 50	
上谷上村	宝暦10 30	

(注) *宝暦 4 年より油車 1 輛85匁に減額。
 資料：神戸市立博物館所蔵文書、「山田家文書」

行所に提起した。奉行所は宿駅制の建前上から、当然兵庫駅所の主張を認めしたが、この時駅所では、相手村の貨運送を全面的に停止させる方法は採らず、各村と協議のうえ、荷付け牛馬の口銭として一定額を駅所に支払うという条件で、各村の貨運送業を承認することになっている。同様に奥平野村とは享保十五、同十八年、元文五年（一七四〇）と三度の争論を経て宝曆七年（一七五七）に、また宇治野村・花熊村とは相対で宝曆八年に、それぞれ口銭支払いの条件で決着をみているし、さらに熊内村とは一般商売荷物の貨運送についても、享保十三年に同様な口銭支払いの条件で、同村牛馬の貨稼ぎを認めている（表99）。

六甲横越え

荷物運送

六甲山地を挟んで北の三田・有馬と南の灘・兵庫との間でも、米・干鰯などの荷物輸送をめぐる問題が起った。この通路なら公認駅所を経る往還筋を、例えば兵庫から西宮・生瀬・道場川原というように継ぎ送るか、または兵庫から天王谷越えで谷上・唐櫃を経由して有馬駅へ直送するか二通路がある。兵庫からの干鰯などの肥料は、当然天王谷越えの直送が近く、この通路が用いられた。ところが有馬駅側には継立て馬が常備されていなかったためか、兵庫のほか沿道の下谷上村などでも自村の牛を利用して貨運送を始めたという。当時市域の村では馬はみられず、およそ半分以上の農家で牛を飼っていて、こうした駄賃稼ぎは、村によっては有力な農間余業となった。

兵庫駅ではこれに対し、駅所周辺の「働き場」内にあたるとして、下谷上村と折衝を重ね、結局宝曆六年下谷上村も年間銀五〇匁の口銭を支払うという条件で、有馬郡向け荷物運送の賃稼ぎを継続する約定が双方で取り交わされることになった。しかしこの口銭については、旧山田庄村々から各村自分荷の輸送にまで掛けられるのではないかという危惧が出て、庄中よりの依頼で中村の庄屋藤兵衛がその調査にあたったが、こ

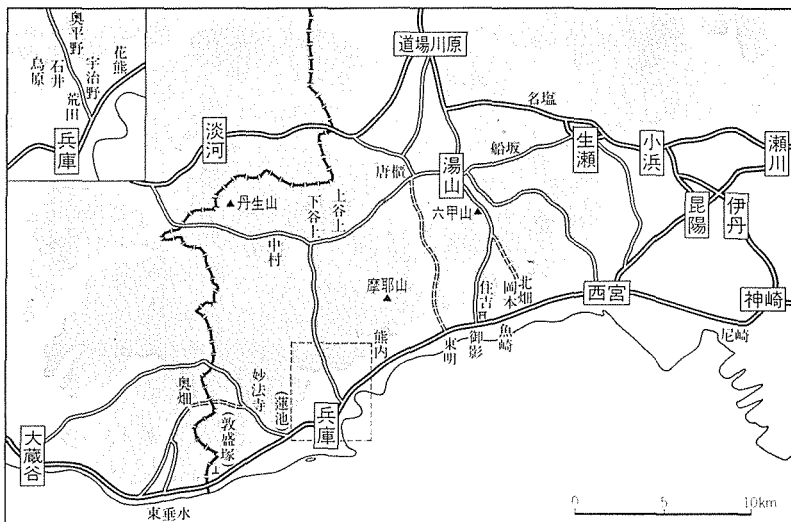


図 26 六甲横越え通路関係図 (□は宿駅)

の点は従来どおりかわりのないことが確認されて、郷中は一応収まっている。

ところが、その後宝暦九年、同じ沿道に位置する上谷上村からこの貨運送稼ぎに加わりたいという要望が出されて、今度は両谷上村の間に争論が起こった。これは、京都代官小堀数馬の指示で取扱人が周旋することになり、ようやく宝暦十年、両谷上村内部のこととして、下谷上村六五%・上谷上村三五%に運送荷をふり分けることで落着いている。むろん上谷上村もその分の口銭を兵庫駅に支払っている。

一方灘目地域からは、直接六甲山地を横断して有馬郡と結ぶ最短通路が目されるようになった。その一つに菟原郡東明村と有馬郡唐櫃村間を結ぶ六甲横越えの荷物運送が、有馬郡本庄村丈右衛門・同郡上津下村小左衛門・菟原郡東明村柴屋又四郎らによって始められた。この方は、宝暦四年生瀬・小浜・道場川原三駅が、慣例に反する新規稼ぎは往還駅所の妨げになると

して、その差止めを大坂町奉行所に出訴している。この時も奉行所は、駅所の主張を認めたが、三駅所側は新規賃運送者との相対による口銭方式にとらず、賃運送そのものを停止させてしまったという。しかし、この経済的に有利な短距離直通路による賃運送問題は、幕末期にも再び提起されることになる。

兵庫駅への

助郷村付属

参勤交代の実施、商品経済の進展などによって、交通量が増大した主要往還の宿場では、宿場に常備されている人馬数ではその需要に応じきれなくなり、宿駅周辺町村からも人馬を調達するという助郷の制が行われるようになった。助郷制は、宝永元年（一七〇四）五街道沿いの大名に宛てられた宿役人設置の触れが、駅所や助郷村の困窮に対応しようとしたものであったから、その実施はこれより以前、元禄期ころとみられている。

市域の場合は、元禄～正徳期ころまでに駅間通路が確立してきたが、その後もとくに西国往還の交通量が多く、したがって宿駅のうちでも兵庫津の負担が増大し、駅所の維持には困難が生じ始めた。しかし、尼崎藩領の時代は、藩からの手当米や拝借金、酒造株の付与、人馬召集への便宜などの助成があったが、明和六年（一七六九）幕府領に編入されてからは、藩からの補助もなくなり、駅所の維持は急に困難になったという。その困難の原因は、公定賃銭が低く抑えられていたため、実費の方が高くつく地域の駅所では、稼働すればするほど赤字が増えるという構造になっていたことである。兵庫駅の場合も後にみるように実費の方が高く、駅所を預かる岡方所属の地方勘定から毎年米一五石が助成されていたが、交通量増大傾向のもとでは駅所の収支維持には必然的に困難が伴った。

そのため以後幕府は、兵庫駅所からの要請もあって、助郷村を付属せしめたり、利子生み資金枠を設けた

掛り高 (明和8年(1771))

郡名	村名	領主	掛り高率	掛り高	備考
八部郡	夢野	幕府	1	24.762	船役 船
	〃	旗本畠山	0.2	60.297	
	西尻池	幕府	1	294.054	
	〃	旗本鈴木	0.2	96.195	
	東尻池	幕府	1	706.156	
	西代	幕府	1	455.826	
	板宿	幕府	1	542.402	
	大手	幕府	1	306.293	
	大鳥原	幕府	1	112.896	
	石井	幕府	1	189.21	
	荒田	幕府	1	339.453	
	二ツ茶屋	幕府	0.2	43.255	
	駒ケ林	幕府	0.32	194.668	
	池田	旗本蒔田	1	320.194	
	多井畑	旗本蒔田	1	373.449	
	妙法寺	幕府	0.32	121.736	
	御崎	旗本畠山	0.2	19.05	
	今和田新田	幕府	1	58.186	
	原野	旗本伏屋	0.31	117.493	
	〃	幕府	0.5	183.788	
上下谷	幕府	0.5	163.910		
東谷上	幕府	0.5	183.105		
中	幕府	0.5	163.605		
東坂	幕府	0.5	151.111		
小本	幕府	0.5	106.602		
藍河	幕府	0.5	70.561		
那	旗本宮崎	0.2	95.128		
			0.2	110.556	

り、茶屋株を付与したりする助成策を実施している。
 まず助郷村をとりあげてみよう。兵庫駅の場合は、近在の八部郡と住吉川以西の菟原郡内で五〇カ村が指定された。指定されたのは、大名領を除く幕府領・旗本領の村々で、負担率は、村の石高を基礎にしたが一
 律ではなく、幕府領の村は御影・大石など船役を負担している村および上谷上・下谷上・中・東下など六甲

第七節 交通・通信網の展開

表 100 兵庫 駅付 属助 郷村 の

郡名	村名	領主	掛り高率	掛り高	備考		
菟原郡	石徳河	屋井原	幕府 幕府 幕府	1 1 1	石 238.425 190.268 168.985		
		〃	〃	1	173.924		
	味岩筒熊生	泥屋井内田	幕府 幕府 幕府 幕府	1 1 1 1	141.434 221.679 423.319 704.222		
	小野新田	影	幕府 幕府	1 0.5	30.02 175.993	船役	
	東大脇篠鍛畑中稗水八	〃	〃	0.32	84.362		
		明石浜原屋原尾田新幡	幕府 幕府 幕府 幕府 幕府 幕府 幕府 幕府	0.5 0.5 0.32 1 1 1 1 1	83.954 98.046 174.325 287.166 88.53 157.387 226.826 94.98	船役 船役 船役	
		水熊宮野	幕府 幕府 幕府	1 1 1	33.973 294.223 35		
		〃	小泉藩	0.2	5.475		
		〃	小泉藩	1	196.229		
		〃	小泉藩	0.2	40.95		
		〃	旗本畠山	0.2	5.22		
	八部郡	走花中北奥	水熊宮野	幕府 幕府 幕府	1 1 1	33.973 294.223 35	
			〃	小泉藩	0.2	5.475	
			〃	小泉藩	1	196.229	
			〃	小泉藩	0.2	40.95	
			〃	旗本畠山	0.2	5.22	

資料：『神戸市史』資料 2

山北側の往還から遠い村々では村高の半分に、その他は全高に、また旗本領の村々は村高の二／三割分にそれぞれ賦課するという較差を設けている。幕府領村のうち、西須磨・東須磨・神戸などの村は指定されていないが、このことについては、西須磨村差出明細帳に、長崎御用状・御用物そのほか御用村継ぎ送りの人足を負担しているので免除されているとあることで説明がつく。しかし、指定された助郷村々は、実際に人足

や馬を差し出すのは本業の農作業に支障をきたすと上願したため、結局代銀納付の形となり、ようやく明和八年から実施されることになった。

この時採用された助郷村への賦課金算定の方法は、原則として実質費用と公定賃銭との差額を、先に指定された村高に應じて賦課するというものであった。すなわち、助郷村から出すべき正人馬は一年に人足二〇〇〇人、馬一二〇匹分と見積もる、この人馬の費用は人足一人二匁・馬一匹七〇〇文かかるから、銀換算で五貫一〇四匁六分となる、これから公定の受取賃銭額合計二貫八九一匁三分七厘を差し引いて、不足額となる二貫二一三匁三分三厘を、助郷村の先の石高に應じて賦課しようというのである(表Ⅲ)。

ちなみに住吉川以東の市域では、幕府領の深江、東青木、西青木、田中、横屋、魚崎の六カ村と尼崎藩領の森、中野、小路、北畑、田辺、岡本、野寄の七カ村が、明和七年同じ条件下にあった西宮駅の助郷村三三カ村のうちに指定されている。西宮駅の場合は各村から実人足を出していたうえ、以後その数が増加していたので、助郷村は安永五年(一七七六)人数の限度を設けるよう奉行所へ出願した。この時はまず実態を調べてからということになって、すぐには結論が出なかった。ようやく安永九年助郷村側は、その調査結果から、駅所である西宮町より助郷村の方が負担の大きかった部分についての賃銭は下げ戻すこと、駅所が受け取ったはずの助郷村人足分の賃銭を支払うこと、今後は実人足ではなく代銭とすることなどをまとめて再出願した。しかし、これもなかなか解決せず、以後出願と折衝が続けられたうえ、天明三年(一七八三)になって結局代銭納は認められず、最初の人数に近い一年間に二八〇〇人という限度を設定する裁許が出されたとどまった。

明石郡村々の場合も、同じ明石藩領下にある大蔵谷駅補助の人足などを負担している。

また、兵庫津では安永三年十二月、さらに代官所に対し駅所維持のための利子生み拝借金の下付を出願した。これは拝借金を資金として運用し、その利息をもって駅所の助成にあてようというものである。こうした仕法は他の駅所でも行われていたので、幕府もこれを容れ、兵庫に対しては一二〇〇両を、岡方惣会所および抱屋敷七カ所を引き当てに出金し、これを代官所が一五%の利息で運用して、利息銀一〇貫八〇〇匁のうち幕府への利息四貫三二〇匁を冥加として差し引き、残り六貫四八〇匁を駅所助成として下付するということになり、安永四年から実施された(表101)。

このほかにも助成策として、大坂町奉行所は明和七年、定芝居株の一部を駅馬の所有者・差配者に、茶屋株(二五軒)を駅馬所有者に免許している。

このようにして駅所の維持が図られたが、稼働すればするほど赤字が増えるという宿駅制の矛盾は、以後も深まるばかりであった。

表 101 兵庫駅助成の貸付利金下付額

年 代	下 付 金 額
安永 4(1775)	銀 6.480 ^{貫 匁}
文化 14(1817)	(一部減額)
文政 6(1823)	銀 5.40
天保 2(1831)	(一部減額)
〃 13(1842)	停止
〃 14(1843)	} 金 69両, 永109文 8分
嘉永 5(1852)	
〃 6(1853)	金 42両 1分
安政 1(1854)	金 65両
〃 2(1855)	金 38両 3分
〃 3(1856)	金 47両, 永85文 4分
〃 4(1857)	金116両 1分, 永494文 1分
〃 5(1858)	金 64両 2分 3朱, 永219文 8分

資料: 『神戸市史』資料 2

3 飛脚問屋の活動

飛脚問屋の 近世の通信方法といえ、いうまでもなく、伝言もしくは書状を直接人に託して相手に伝えるのが普通であった。この伝達者は一般に飛脚とよばれ、それを専門にする業者も現れた。灘直届け

一方村内には、村政上の情報を村民に伝える役割をもつ「あるき」がいた。「あるき」は、村から若干の給付を受け、主に村役人の指示によって、村寄合や行事その他の伝達をうけもっていた。

領主からの触れ書などは、藩領では大庄屋、幕府領その他では組合村を通じて、村継ぎに伝達されることが多い。代官所や奉行所から特定の村あてに出される通知書などはその役所の用途や御用宿などから伝達されることが多かった。もっとも幕府は、出先機関との連絡に宿駅を通ずる「継ぎ飛脚」の制を設け、また一部の大藩では、江戸と領地を結ぶ情報伝達に「大名飛脚」と呼ばれた自前の飛脚をもっていたところもある。

一般民間の通信の場合は、直接人に依頼することも多かったが、専門業者である町飛脚屋も利用された。この町飛脚は近世通信網の特色をよく示している。

町飛脚は、大坂・京・江戸の三都を中心に、江戸時代前期に起こった。初期のころは預かった書状を直接持参して手渡すのが普通であったが、江戸送りの場合などは持参した書状を人通りの多い日本橋辺で筵にひらげて見せ、相手に手渡したという。通信量の多さや重要性から、この三都の飛脚屋は互いに連携して営業

表 102 飛脚仲間一覧

正徳頃	享保元文頃
大坂	江戸
尾張屋長左衛門	大山屋
天満屋長左衛門	坂屋
尾張屋七兵衛	城屋
福田屋久左衛門	泉屋
江戸屋惣五郎	和屋
多田屋徳右衛門	島屋
天満屋吉右衛門	京屋
京屋佐兵衛	木伏十
津田屋十右衛門	
江戸屋茂右衛門	
越前屋又左衛門	
かめや小左衛門	
尾張屋吉兵衛	
灘屋仁兵衛	山田屋
	大三屋
	和田屋
	河屋

資料：『島屋佐右衛門家声録』、『飛脚仲間総まくり』

町三丁目灘屋仁兵衛」に送られる、灘屋からさらに「伏見堀三丁目はご板橋北角野田屋弥兵衛へ相届け、夫より在所へ飛脚にて着け申し候」という手順であったという。わざわざこうしたことを記録しているのは、当事者にとっても数少ない経験だったためであろう。この江戸の山田屋と大坂の灘屋はいず

するようになり、そのなかから寛文四年（一六六四）以後幕府一部機関の公用使も引き受け、道中馬継ぎの鑑札も受けることになった定飛脚仲間が、その中核として台頭してきた。定飛脚は時期によって仲間に移動があるが、享保前後には江戸で八店、大坂で一三店ほどが仲間を組む、この仲間外にも江戸く大坂間の飛脚屋として、江戸に三店、大坂にも一店あったという（表102）。この定飛脚は幕府公用物・民間委託物をまとめて、毎月三度（江戸は二のつく日に出立）往來したので三度飛脚とも呼ばれ、書状のほかは金銭や荷物も運送した。もちろん三都以外にも、飛脚屋は主要街道に沿って地方へも普及していった。

さて、正徳年間和田山をめぐる争論が江戸で審理されることになったとき、一方の当事者であった東尻池村の江戸出張村役人と地元村との通信には、もちろんこの町飛脚が利用された。その時の江戸からの書状は、まず江戸の飛脚屋「駿河町山田屋八左衛門」まで持参して託している、山田屋からは大坂の「かいや町筋糘

れも当時の定飛脚仲間にはその名がみえず、仲間外の町飛脚屋であった。この時江戸と東尻池村間の書状は、出した日を含めておよそ一日目に届いている。

市域の灘地方が、酒や絞り油の江戸向け産地として発達しはじめると、当然江戸との通信の必要性が高まり、密度も濃くなって、大坂の飛脚問屋では、灘地域への直接配達も行うようになったという。江戸の定飛脚問屋の「島屋佐右衛門家声録」にも、灘向けの金銭直届け、書状直触れについて、

新川小の井五郎兵衛殿・なだ菊屋新右衛門殿御世話にて、配長兵衛直届けをはじむ、金百両五匁づなりしが、大坂や右の届け取り申さざる故、同申（享保十三年）の比より無賃なり、配長兵衛といへるは、なだ酒屋衆初りの比通ひ、其せつ脇浜たゞや久四郎殿・五百崎山路十兵衛殿などの全盛にて、吉田・松浦など段々仕出しにて、（中略）元文の比より此方思ひ付いて、宗二・新左衛門などのなだ礼の初りし比、これこれ喜平二様に手前旦那が礼にまいられたといひしをおぼえたり、全躰あし達者にて、兵庫まで十里の処を配りふれして、日かへりしたりしものなり

とあって、これら酒造業者など得意先へは、享保・元文ころ以後、江戸からの定飛脚便は直接届けられるようになったことがわかる。

一方、この頃早飛脚と称して、速達便を始める者が現れ、元文四年（一七三九）三度飛脚仲間では、これを仲間内に広げて柳屋嘉兵衛に請け負わせ、ついで享和三年（一八〇三）には、早飛脚便を扱う柳屋を仲間持ちの会所として、月に一八度の便を実施することになっている。

第七節 交通・通信網の展開

表 103 江戸・大坂間の飛脚料金
(文化3年(1806))

便 種 類	品 物	料 金
4日限り仕立	書状1通(300匁まで)	金4兩2分
6日限り幸便	書状1通(10匁まで)	銀1匁
10日限り幸便	書状1通(10匁まで)	0.4
並 幸 便	書状1通(10匁まで)	0.2
6日限り幸便	金100兩	55
10日限り幸便	金100兩	15
並 幸 便	金100兩	11
6日限り幸便	荷物1貫目	45
10日限り幸便	荷物1貫目	15
並 幸 便	荷物1貫目	6.5

資料：「柴田家文書」

村に雇い
た飛脚便
の馬継ぎに停滞のないようにという道中奉行の触れを街道の各宿場に下している。しかしこの宿継ぎの停滞と、利用者の日時短縮の要望とは以後も長く課題として残った。その後仲間内では、享和三年に仲間定法を定め、ついで文化三年(一八〇六)には、通送の日限・荷重量・料金などの体系を細かく定めた新しい飛脚仕法を実施している(表103)。

この新仕法帳は、その得意先である灘の酒造家にも往々残っている。これによれば、江戸・大坂間のもっとも速い便は四日目に到着するが、いわば特別仕立てなので、料金は荷重三〇〇匁(一二五グラム)まで金四兩二分(銀約二八八匁)かかる。当時でも米にしておよそ五石ほどの価格である。もし日限をきらない普通便で送ると、荷重一〇匁(三七・五グラム)まで料金は銀〇・二匁ですむという料金体系になっている。

さて、実際に残されている書状をみてみると、飛脚屋の名印が押されているものと、そうでないものがある。飛脚屋の名印がないものうちには、おそらく家人や知人、雇い人など飛脚屋以外の人に委託したものも含まれているとみられる。商売上の通信は飛脚屋によるものが多く、飛脚屋の付け



写真 99 神戸村松屋へ届いた書状

た目印もいろいろある。神戸村松屋の例でみてみよう。

松屋は、酒造と廻船業を営む有力商人で、その取引先は、大坂はもちろん江戸にも広がっている。松屋宛書状のうち、江戸からの分には、「早序」とか「正六日限」とかの印を押したものや、「四日限」の赤い押紙が貼付されているものがある。「四日限」は特別仕立ての速達便であり、目印に赤札がつけられる。「六日限」には、特別仕立てと幸便(他の仕立て便に付加する、ついでの便)とがある。「早序」は日限はきめないが、できるだけ速い幸便によるものである。

書状に押印された飛脚屋の名前は、送付を引き受けた飛脚屋にちがいない。たとえば、江戸発信の書状一通に「大坂平野橋東詰 江戸三度飛脚屋 尾張屋吉兵衛」と「堂嶋 車源」の二印の押されているのがある。尾張屋吉兵衛は定飛脚仲間の一人であるから、尾張屋が江戸からの送付を受け持ち、大坂からは地方送りのために、さらにこれを堂嶋の車屋源右衛門を通じて送付したものであろう。江戸からの便で「堂嶋 車源」と印のあるのはこの方法で送付されたものとみられる。大坂発信の書状で「堂嶋 車源」とあるのは、直接車屋源右衛門へ託されたものであろう。また比較的に近距離内の、たとえば御影村発信の書状は、御影村に存在していた油飛脚屋を通じて送られている。

また、明石藩新田組大庄屋須藤家へ届けられた書状のなかには、この「車源」と「明石 松葉屋」両印の

第七節 交通・通信網の展開

表 104 早飛脚(油方米方)ネットワーク (組合継ぎ所)

撰	堂島車屋源右衛門	龍野新在家屋万二郎	和泉米野藤助 佐野塚塩屋作兵衛 貝和田大木屋長兵衛 岸堺泉屋半兵衛
	尼崎土佐屋幸助 尼崎作屋清吉 鳴尾江嶋屋久七 今津小倉屋茂兵衛 西宮西尾屋伊兵衛 青木灘利出張所 魚崎名田屋利兵衛 御影名田屋利助 新在家上田屋徳二郎 兵庫小嶋屋善兵衛		
津	明二石松葉屋長藏 本庄米屋伊右衛門 加古川川西屋治右衛門 三木綿屋治右衛門 小野東屋卯兵衛 加東吾妻屋藤助 大木綿屋吉兵衛 曾根古門屋弥七 磨路路路屋藤五 姫路路路屋忠八	青備山折屋喜一郎 岡前藤井清蔵 板倉白銀屋新右衛門 川倉米屋新栄三郎 川邊掛谷徳之介 矢高福尾山道五郎 尾広島関三好東与十郎 下田御手洗屋武左衛門	そ の 他
播	磨		

資料：「井上家文書」

成していたとみられる。灘地方で水車業を営む岡本村の井上家は、年代は不明であるが、「定飛脚問屋 魚崎 なたや利兵衛」が、得意先に渡したとみられる「金銀手形書状通」が残っている。これには「油方米方 早飛脚」として、前記「堂嶋 車屋源右衛門」をはじめ、堺・岸和田・貝塚・尼崎・西宮・魚崎・御影・神戸・兵庫・明石・加古川・姫路から、岡山・福山・尾道・広島・下関まで飛脚屋の名

押されているものがある。松葉屋が明石でこの書状を中継して配達したものであろう。この「車源」や「御影 油飛脚」「明石 松葉屋」などは明らかに地方的な飛脚屋である。脚の通信網 三都周辺では、こうした地域的な飛脚屋がかなりの数存在している、飛脚屋の通信網を形成

表 105 山中組飛脚仲間
(文政元年(1818))

所在地	飛脚屋名
兵庫魚棚町	熊右衛門
〃 細辻子町	由兵衛
〃 湊町	藤吉兵衛
神戸西之町	安次良
御影西之町	平八助
西宮	幸兵衛
尼崎築地	助儀
明石	
大坂堂島浜三丁目	

資料：「生駒家文書」

限りに夜出朝入便を發送するとしている。もっとも年間を通じて約三〇日の休日がある。

この通信網のなかで、市域には魚崎(なだや利兵衛)・青木(同 出張所)・御影(なだや利助)・新在家(上田屋徳二郎)・神戸(小嶋屋善兵衛)・兵庫(西尾屋武兵衛)の六カ所があげられている。この地域は、灘の酒造・水車(油絞り米搗きほか)などの地元産業や、廻船業・諸問屋など商業活動の盛んなところである、この飛脚網を自ら「油方 米方 早飛脚」と称しているのも、こうした得意先との関係の深さを示しているであろう。飛脚屋と得意先業者との関係という点では、飛脚屋が特別の組を結成して、特定の得意先との連携を強め、営業の安定を図ろうとする例もみられた。たとえば山中組飛脚仲間は、大坂・尼崎・西宮・御影・神戸・兵庫・明石の九軒の飛脚屋が結束して、届け日限の敵守や紛失の際の金銭保証をかかげて得意先と飛脚引請け契約を結んだり、繋がりのある大坂両替商の名簿を配付したりして活動している(表105)。

また兵庫の米市場仲買業者の場合は、営業上の必要から特別の飛脚便を有していた例としてあげられる。

前が列記されており(表104)、「此の外諸方組合次所御座候」と記されているから、このほかにも飛脚屋があったとみえる。もちろん地域によって、飛脚屋の数には密度の差があるにちがいないが、これら地方の飛脚屋が「諸方組合次所」として連携しているとすれば、かなりの通信網を形成していたといえる。このなだや(名田屋・灘屋)利兵衛の発行した案内書には、定飛脚問屋として、一般の諸国向け便を扱い、毎日正九ツ時限りに大坂向け、夜四ツ時

この業者仲間では、兵庫でも米市をたてていたから、全国の米相場の中心である大坂堂島の相場情報を入力するため、特定の者と飛脚契約を結んでいた。寛政九年（一七九七）の例では、摂津西成郡大仁村百姓忠兵衛と上福島村大和屋伝吉との間に、毎日米相場の早飛脚をたててることを契約している。

4 有馬温泉と湯山町の動向

町年寄の 湯山街道の温泉町である湯山町の町政については、不明な部分が多い。建久二年（二一九二）二月に吉野の僧仁西が、有馬温泉を再興した時に、一二人の人達が仁西に従い、有馬温泉の復興に尽力したという。この一二人が、一二の坊舎（北ノ坊（兵衛）・池ノ坊・下大坊・茅ノ坊・横ノ坊・中ノ坊・中蔵

坊・上大坊・角ノ坊・奥ノ坊・二階坊・尼ヶ崎坊）を建てたといわれているが、真偽の程はわからない。この十二人の人たちの子孫が、湯山町の年寄衆として一定の特権を保持していた。例えば、一月二日の湯の入り初めに、十二家所として一定の役割を持っていた。また、近世初期には分家して、二〇坊に増えていたのである。この二〇坊のうち、豊臣時代に善福寺とともに湯山町の代官役を勤めたのが、池ノ坊（余田家）と奥ノ坊（河上家）であった。江戸時代に入っても、余田家・河上家の優位は続き、町年寄役を代々踏襲していたと思われる。宝暦五年（一七五五）に「年寄下役年中覚書」が定められ、湯山町で行われる諸行事の催し方・費用や、この二〇家の人々の役割等について詳細に記されている。これは、後述するように、湯山町にも新興町人が台頭し、旧来の開発町人の特権が次第に侵食されるようになり、その状況を少しでも回復しようとして、二〇

表 106 湯山町の町年寄の変遷

年 代	町 年 寄 名			
貞享 4(1687)	休所	三右衛門	池坊左吉	右衛門
元禄 6(1693)		〃	浦	九兵衛
〃 9(1696)	岸下	又右衛門		〃
〃 15(1702)		〃	下大坊庄	右衛門
宝永 1(1704)		〃	奥 坊 半 六	
享保 6(1721)		〃	川 崎	権兵衛
〃 12(1727)	河内屋	三郎左衛門		〃
〃 15(1730)		〃		池坊 孫右衛門
元文 5(1740)		〃		〃
寛保 2(1742)		〃		〃
〃 3(1743)		〃		〃
延享 3(1746)	岸下	又右衛門	池坊	孫右衛門
〃 4(1747)		〃	〃	〃
寛延 3(1750)		〃	〃	〃
〃 4(1751)		〃	〃	〃
宝暦 3(1753)		〃	〃	奥 坊 半 六
〃 5(1755)		〃	〃	〃
〃 10(1760)		〃	〃	〃

(注) 寛保2年百姓代市郎右衛門、寛保3年百姓代権右衛門、延享3年百姓惣代市郎右衛門、延享4年頭百姓権右衛門、寛延3年惣代市郎右衛門

家の人々が結束を固めようとしたものかもしれない。

湯山町の「年貢皆済目録」によって、貞享四年（一六八七）から宝暦十年までの町年寄の変遷を示すと、表106のようになる。享保十五年（一七三〇）ごろから元文四年（一七三九）まで、町年寄が三人になった以外は、町年寄は二人であった。そして、いずれもが二〇坊の当主であり、開発町人として一定の地位を占めていたことがわかる。また、寛保二年（一七四二）から寛延三年（一七五〇）までの間は、町年寄とともに百姓の代表者一名が、年貢皆済目録に署名

名している。この時期は、幕府によって年貢増徴策が積極的に進められた時期に相当しており、そのためによると考えられよう。また、湯山町は、上ノ町・下谷町・上道町・中ノ町・寺田町・藪之内町・上谷町・札之町・鍛冶町・馬場崎町・天神町・上菩提町・北之町・瓢箪町・大蔵町・筆屋町の一六町から成っていた。

各々の町には年行司一名が置かれ、町年寄の下で湯山町の町政の一端を担っていた。

また、天明八年（一七八八）五月の文書によれば、家数は四八三軒で、人口は一九〇九人、前述の宝永七年（二七二〇）の家数五六〇軒、人口二六三〇人に比し、減少している。

町入用銀 享保五年八月六日に、年寄奥坊半六の不正を六カ条にわたって湯山一六カ町の町人・百姓が訴
出入一件 えた事件の裁許があった。町人たちは、町入用銀やその他の掛り銀等が高くなり、それを半六

が私用していると訴えたが、裁許では、物価の上昇、新銀の通用等で入用銀も多くなっており、半六が徴収銀を私用していることはないとし、町人・百姓の訴えを全て事実無根と否定して、代表五人が手錠の罰を受け、半六もこの騒動の責任をとらされて退役し、息子の幸右衛門に年寄役が申し付けられたのである。この裁許の申渡覚には、当時の湯山町の状況が記されているので興味深い事柄について述べてみよう。

(1) 元禄八年（一六九五）に大火があり、同十六年には町中残らず類焼するという大火があったこと

(2) 宝永元年に前年の大火で焼失した湯屋・小風呂を、同三年に揚り場を普請したこと。さらに正徳五年（二七一五）に小風呂を普請したこと。またこれらの費用も町全体として負担していたこと

(3) 薬師堂や小宮の普請は町全体として負担していること。また薬師堂の賽銭箱は年寄の管理下にあり、その高は毎年二〇〇貫文余であったが、最近では一三〇〇四〇文余であること

(4) 前の年寄の岸下又右衛門の時の元禄八年から宝永元年までに、町入用銀の不足銀高が二七貫一七五匁八分五厘あり、半六が年寄に就任してからも町入用銀の不足分を地下借銀として処理し、享保四年には一二〇貫目余りに達していたこと

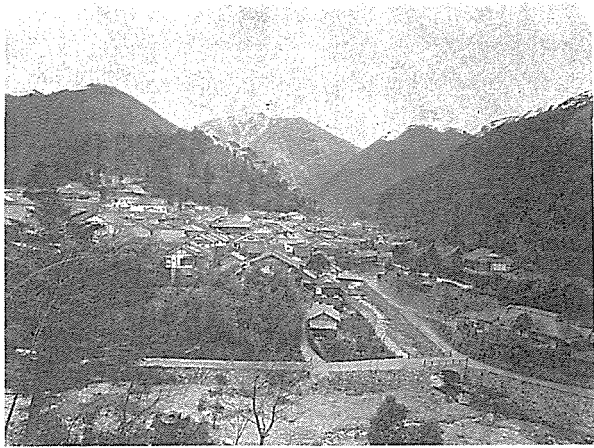


写真 100 明治期の有馬温泉

等々が記されている。この事件の発端となったのは、年貢の割付が町年寄や各町の月行事たちだけで行われ、湯山町の町人・百姓たちに十分知らされていなかったことや、地下借銀が巨額になっていったことによって不信感を募らせたことによると考えられる。

湯山町の 天明八年の人口は、宝永七年に比べ、七二一人
窮状 減少し、七二・六%となっており、湯山町の衰

微をうかがわせる。天明七年十二月に湯山町の馬場崎町・天神町・鍛冶町・大蔵町の四カ町の高持百姓一四六名は連判して、大坂鈴木町代官所に湯山町の窮状を訴え、年貢の減免を願い出ている。この願書によれば、温泉による被害や寒冷地のため、他地域の上田の半分の収穫でも豊作になるくらいに土地柄で、さらに、毎年一〜二割は猪による被害があること、その上、無主の田畑・家屋敷の年貢を上り高（二五右八斗三升五合八勺五才）と称して総高持百姓で負担していること、年貢の不足分を入湯の客屋商売等の利益で補っていたが、近年客が減少し、借用銀でもって年貢を上納していること等窮状を訴え、年貢率の引下げと石代値段を今後一〇年間四五匁に固定してほしい旨を願

い出ている。

また同時に、湯山町詰の役人に対しても、一一カ条の願書を提出している。それによると、上り高の再吟味、新客屋の停止、物代（町年寄）の任期を三年とし、一人宛交替すること、尼崎・西宮・兵庫等の駄賃を引き下げること等を願っている。この結果は不明であるが、この当時湯山町の人たちが、年貢増加、上り高の負担、湯治客の減少等で苦しんでいた姿をうかがうことができよう。

ところで湯山町は、どのように年貢を負担していたのだろうか。ここでは、天明二年の免定および皆済目録から、その状況をみてみよう（表Ⅱ）。安永八年から天明八年までは一〇年間の定免の期間にあたり、本年貢は二二一石余で、全て銀納、すなわち一石について七五匁余の換算で銀貨を納めている。本来は現物の米で納入することになっていたが、湯山町という温泉場であったので貨幣納を行っている。本年貢以外の小物成・高掛三役等、米で賦課されているものも同様に貨幣で納められている。本年貢以外に、町場に賦課される地子が納入されている。この地子銀とほぼ同額の公用銀が、河野屋・御所坊・兵衛の三軒から納入されている。これは、湯山町の中心地にあった公用地の使用料であるといわれている。

次に、小物成についてみてみよう。最も古くから徴収されていたのは茶年貢で、湯山町に残されている最古の寛文七年（一六六七）の免定にも記載されている。藪役銀は、元禄二年から銀七〇・八三匁が徴収されるようになり、同十年から六六・七五匁と減額されている。山手米の徴収は、宝暦八年から始まっている。また、水車運上は、同十二年に銀一〇匁、同十三年に銀一二匁と、二つの水車の運上が納入されている。この水車の用途・規模等は不明であるが、米搗き水車であったと思われる。また、水車運上は、年季明けごとに若干増額されている。例えば、宝暦十二年から上納の始まった水車の場合、安永二年に一一匁、同五年に一

表 107 天明 2 年 (1782) 湯山町の年貢負担

項 目	石 高	銀 高	備 考
石 高	石 327.181	匁	亥(安永 8)より申(天明 8)まで、 10カ年定免
引 高	22.84515		
残 高	304.33585		
取 米	220.88		
内, 本免	220.71		免 0.7284内
木畑成	0.17		免 0.1294余
外, 見取田	0.264		田 5 畝歩 1 反につき 0.528石
年貢高	(221.144)	16,658.34	皆 銀 納 1 石につき 75.328匁
地子方	(0.9)	67.8	1 石につき 75.328匁
地子方銀納		2,998.73	内訳 95.8 匁 534.75 匁 70.1 匁 2,298.08 匁
公用銀		2,321	内訳 河野屋公用銀 565.5匁 御所坊公用銀 1,005.5匁 兵衛公用銀 750匁
藪役定納		66.75	
茶年貢定納		27	
水車運上		12.3	申より寅まで 7 カ年季
水車運上		14.3	酉より卯まで 7 カ年季
山手米	(0.8)	60.26	1 石につき 75.328匁
御伝馬宿入用	(0.196)	14.76	1 石につき 75.328匁
六尺給	(0.654)	49.26	1 石につき 75.328匁
御蔵前入用		49.08	
口 米	(6.685)	536.99	1 石につき 80.328匁
口 銀		163.2	
合 計	*(223.694)	5,489.16 23,039.77	免定の記載 皆済目録の記載

(注) 免定では()を付けた数字が記載されているが、皆済目録では銀納になっている。

* 口米を含まず。

二・三匁、天明三年に一三・三匁、寛政二年（一七九〇）に一三・六匁と増額されているのである。

これらの負担のほかに、幕府直轄領に村高に依じて賦課されていた、いわゆる高掛三役や、代官所の経費として村高に依じて賦課されていた口米・口銀を負担していたことがわかる。

有馬温泉 有馬温泉の年中行事の一つとして、今でも多くの有馬温泉の年中行事の一つとして、「入初式」がある。人々に楽しまれてきている儀式として「入初式」がある。

現在では、温泉中興の恩人である行基上人と仁西上人の木像を御輿に乗せて、温泉寺から有馬小学校講堂に運び、新しい湯をくんで木像に注ぎ、入初めを行っている。この式場では、湯女姿の芸妓一二人が入初めの歌を歌うことになっている。この一二人とは、一二坊それぞれに大湯女・小湯女が入湯客の世話をしていたことに因んだものである。

この「入初式」など年頭の様子を、宝暦五年の「年寄下役年中覚書」からうかがってみよう。

元日の朝には、湯口に立松注連飾りや供物を供え、惣代・各町の年寄、寺院衆が集まり、年礼を行った。二日の午後（巳の上刻〜未の下刻）に、温泉寺から湯元まで行基・仁西両上人の木像を御輿に乗せてかつぎ、入初式が行われた。

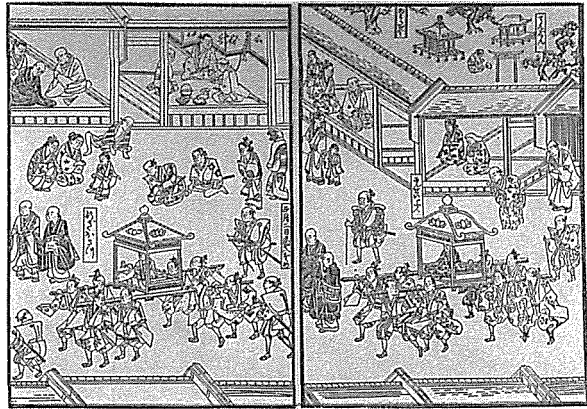


写真 101 有馬温泉入初式

表 108 有馬温泉関係の写本・版本等(2)

表 題	作 者	成 立 年 代	種 別	備 考
有馬山温泉記追加	河 合 章 堯	享保 1(1716)	地誌	貝原益軒の「有馬湯山記」を補足
有馬温泉手引草	有 馬 一 の 湯	享保 2(1717)	地誌	
遊馬山温泉記	深 見 玄 岱		地誌	幕府儒者
有馬温泉古由来	有 馬 榎 並	享保 2(1717)	地誌	
有馬の道記	山 緑 斎 貞 柳	享保15(1730)	紀行	大坂の俳人
摂州有馬細見図独案内	大 岡 春 卜 他	元文 2(1737)	地誌	寛政元年再版
有馬山温泉記	堀 正 超	元文 3(1738)	地誌	安芸広島藩儒医
有馬之日記	井 上 布 門	元文 3(1738)	紀行	大坂の俳人
有馬勝景図	橘 守 国	寛延 1(1748)以前	地誌	天明 2 年再版
有馬温泉由来		寛延 3(1750)	地誌	
温泉名勝誌	後 藤 義 方	寛延 4(1751)	地誌	
温泉紀行	吉 見 幸 和	宝暦 4(1754)	紀行	名古屋東照宮祠官
湯女風俗絵	雪 圭 斎 岡 本 昌 房	明和 5(1768)頃	絵画	
有馬六景	狩 野 永 良	明和 7(1770)	絵画	
有馬たたび越	三 宅 嘯 山	安永 8(1779)	紀行	近江儒者
有馬日記	本 居 大 平	天明 1(1781)	紀行	国学者
有馬温泉への道の記	本 居 大 平		地誌	

(注) 種別は、『国書総目録』の分類を基準とした。

資料: 風早 恂編『有馬温泉史料』上・下、『国書総目録』

なお御興番は、子卯午酉の年は北之町・上谷町・下谷町、丑辰未戌は上道町・札之町・魚棚町、寅巳申亥は瓢箪町・下菩提町と決まっております、毎年一人を出すことになっていました。その後、御所坊方において羅漢式が行われ、酒食を供している。

十一日には「帳綴之儀」が行われ、新年の町方に必要な諸帳簿が整理されるのである。このように、毎年湯山町では新年を迎えていた。

有馬温泉関 この時期の有馬温泉関係の版本類 系の版本・写本について

てまとめてみると、表108のようになる。この時期には、絵図や絵画によって温泉を紹介したものが増加している。有馬温泉の全景を一枚で示したものと

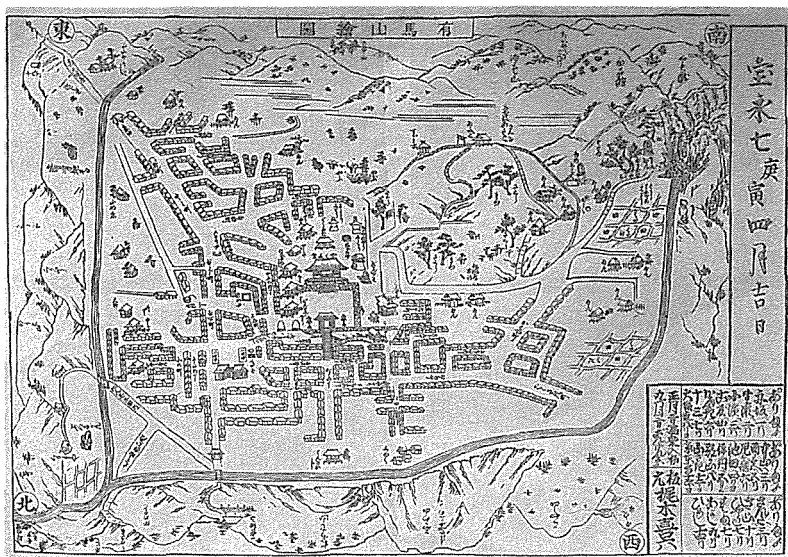


写真 102 宝永7年有馬山繪図

ては、宝永七年四月の「有馬山繪図」がある。この絵図には、有馬から周辺の三田・船越等への距離を表示している。元文二年の「摂州有馬細見図 独案内」は、大岡春卜が有馬温泉に入湯の節に描いた草稿を基に、弟子の法橋江阿弥卜信が清書したものである。春卜（二六八〇～一七六三）は、大坂の人で、狩野派を学び、画家としてだけでなく「画巧潜覧」「明朝紫硯」等の多くの版本を刊行して絵画の発展に寄与した人物である。有馬の絵図の下には、宿屋と湯女の名前が、一ノ湯・二ノ湯ごとに列記されており、史料としても興味深い。

明和五年（一七六八）ごろには、浮世絵師、雪圭斎岡本昌房が、御所坊や兵衛の湯女を描いている。「湯女風俗絵売所、有馬小山屋源八」とあり、有馬温泉の湯治客の土産用に、湯女の浮世絵が売られていたのであろう。

このように、従来の地誌のほかに、今日の観光

案内図や絵葉書に相当するものが刊行されている。また、有馬温泉の名を広めようとする努力も行われている。河上・余田等の有馬温泉開発者の末裔の人々が、左大臣九条尚実に詩歌を依頼し、京洛の貴顕の詩を収め、狩野永良に有馬六景の絵を描いてもらっている。それが明和七年の「有馬六景」である。この製作費として狩野永良は金五兩一分、銀四匁七分五厘を受け取っている。これらのことは、有馬温泉が、単に病気の療養をする湯治場としてだけでなく、入湯に伴う観光地としても発展しつつあることをうかがわせる。

この時期の文人の著作も残されているが、その一つとして、本居大平（一七五六～一八三三）の「有馬日記」についてみてみよう。本居大平は、国学者本居宣長の養子となり、宣長の国学の継承・発展に努めた人物であった。大平は、天明元年八月二十日に京都を出て、夕方に伏見に着き、そこから船で神崎に夜明けごろに着いた。そして伊丹―中山寺―川西―船坂を経て有馬に着き、九月十四日まで滞在している。その間九月三日の温泉神社の奉納相撲を見たり、四日には東本願寺光遍の入湯の行列を見物したりしたことが記され、入湯中に作った長歌や短歌も記されている。

5 名所記の出版

『福原鬢鏡』と 延宝八年（一六八〇）二月十八日から、須磨寺で本尊や宝物が開帳されることになった時、『兵庫名所記』 村尾一風・山田博宥の二人は、この開帳時に参詣する人々の「道しるべ」のよすがに、道中の名所・旧跡を集めた案内書を出版しようと思ひ立った。それがこの『福原鬢鏡』であるという。



写真 103 『兵庫名所記』(部分)

近世でも早い時期の旅行案内書に属するであろうが、名所・旧跡の説明は簡単で、それぞれに和歌、とくに俳諧を添えているのが特徴で、俳諧集の趣がある。その俳諧も沿道地元作者の句が多く収録されていて、地域文化を考えるうえにも貴重な出版といえるであろう。

内容は、「神崎」の渡しの風景から始まって、須磨に至る道中の名所・旧跡およそ九〇カ所、うち市域では山路城趾・菟原住吉・雀松原・乙女塚・求塚・敏馬浦・布引滝から須磨寺・教盛石塔・境川まで七〇カ所をあげている。例えば、乙女塚では万葉集のうなひ乙女・ちぬ男、太平記の小山田太郎高家討死のことを載せ、「舞蝶や神楽をさうし乙女塚」という兵庫久遠寺日到的句を添えているといった形である。

また須磨寺については、「上野山福祥寺ト号ス」という説明だけで、句も「笛竹の青葉をふくや風の音」(高橋 立意)の一句のみである。寺に関する案内は、寺側に参詣者向けの一枚刷りなどがあるのかもしれない。いずれにしてもこうした案内書の出版が、秘仏の開帳といった宗教的行事に触発されていることは、なお当時一般的には、旅行もそうした契機による場合が多かったことを示している。

『兵庫名所記』は、宝永七年(一七二〇)の刊行、発行は兵庫の菊屋新右衛門である。新右衛門はその目的について、俳諧や和歌の書に加えて『撰陽群談』などもすでに世に出ているが、いずれも大部で利用に不便であり、福原の都跡である兵庫近辺に多い名所・旧跡を中心に

した適当な案内書が要ると痛感したと、後書きで述べている。したがってその内容も、『撰陽群談』のような地誌的形態をとらず、その詳しさも適度に抑え、名所・旧跡ごとに説明を加えて、関係の和歌を引用するという簡潔な案内書の内容になっている。

ただ例えば菟原住吉の項では「此の所茶屋数多あり」と記し、あるいは楠木正成の墓碑のように、当時の新事跡についても絵入りで碑文まで紹介するなど、名所・旧跡といえば歌枕か、古典にみえる故地という当時の趣向を背景にしながらも、新事跡も取り入れ、実用と趣味を兼ねた旅行用名所案内を目指している。近世後期に盛行するいわゆる絵入り名所記の先駆ともいえるであろう。東は西宮から兵庫はもろん西は須磨まで、菟原・八部両郡にわたっておよそ一四七項、うち市域に関する分は一一四項が採りあげられている。

『撰津名所図会』と名所記といえは、安永ノ寛政期にかけて次々と刊行された『浪花のながめ』、『都名所図』、『播磨名所巡覧図会』、『東海道名所図会』などがすぐ想起される。市域に関しては、寛政八ノ十年（一七九六ノ九八）に刊行された『撰津名所図会』と享和三年（一八〇三）跋文の『播磨名所巡覧図会』が最もなじみ深い。

『撰津名所図会』には、およそ三〇〇項にわたって市域（須磨区以東）のいわゆる名所・旧跡、和歌に詠まれた故地や地元の名産などが紹介されている。現在伝承されている類はまずここに網羅されているといえる。そのうちから古典に関する事跡を抜き出してみたのが表10である。数のうえで多いのはやはり、『平家物語』や『源平盛衰記』など平清盛や源平の合戦にちなむ事跡である。伝承地が古典の記事にみえる場合もあるが、義経稚木（藍那村）、能登殿篋竹（八多庄）、弁慶裏書きの奥蔵寺大般若経（附物村）などの記事は古典にもみえ

第七節 交通・通信網の展開

表 109 『撰津名所図会』の市域内名所・旧跡(抄)

関係する主な古典	名 所 ・ 旧 跡
平家物語	河原兄弟墓, 旗塚, 梶原二度懸所, 福原古都, 差方塚, 築島, 若狭守経俊墓, 経正琵琶塚, 萱の御所旧蹟, 内裏蹟, 平知章墓, 監物太郎頼方墓, 平通盛墓, 木村源五墓, 平盛俊墓, 平忠度塚, 重衡松, 一の谷, 鴨越, 熊谷・平山一二懸, 敦盛石塚, 多井畑鷲尾旧屋, 丹生谷鷲尾旧屋
源平盛衰記	景季花籠所, 祥福寺 灯爐堂古蹟, 義経椎木, 能登殿篋竹, 奥蔵寺, 旗立石, 願成寺 小宰相局塔
太平記	楠正成墓, 広厳宝勝禪寺, 福厳禪寺, 遠矢浜, 淡川, 摩耶古城, 小山田太郎討死(処女塚)
万葉集	処女塚, 須佐入江, 真野榛原, 敏馬浦
伊勢物語	布引滝
源氏物語	須磨海, 光源氏旧跡
(謡曲 村雨) (" 敦盛)	松風・村雨旧跡, 衣懸松 敦盛萩

ず、在々で伝承されていたものを収録したとみられるが、その考証を超えた内容はいかにも近世人の好奇心の旺盛さを表しているともいえる。

謡曲にみえる事項もある。松風・村雨旧跡(村雨)や生田社の敦盛萩(敦盛)などである。謡曲もまた当時の教養の一つであったことがうかがえる。

市域西部の播磨地域については、宝暦五年(一七五五)跋文の『播磨古跡考』、明和九年(一七七二)刊行の『播磨めぐりの記』、そして前記『播磨名所巡覧図会』などがある。もっとも当時刊行されなかった地誌的記録には、宝暦十二年自序の「播磨鑑」があることはよく知られている。

『播磨名所巡覧図会』全五冊のうち、市域に関する部分は巻一、二にある。内容体

表 110 『播磨名所巡覧図会』の市域内名所・旧跡(抄)

区 分	名 所 ・ 旧 跡
古 城 跡	枝吉城跡, 下津橋城跡, 伊川城跡, 榛谷城跡, 神出城跡
古墳・石造地	遊女塚, 千壺, 岩家, 狐塚 塩屋, 垂水, 薄野, 烏崎, 舞子浜, 山田, 猿負坂
山 川	雄子尾(雄岡山), 雌子尾(雌岡山), 清水川
木 石	野中清水, 夜啼き松, 妹背の松, 梅が鼻, 木葉石
旧 家	奥畑村佐藤氏宅

との間に片木を差し込んだ話や、仁王門より一丁来た所の坂で転ぶと短命になるので片袖をちぎり捨てると
いう話、さらには野中の清水の森にある夜啼き松の皮を、燃やして幼児にみせれば夜泣きがやむといった話
は、やはり当時間も旅行者にとっては恰好の話題と目されたのであろう。

庶民の旅 文人の旅
さて一般の旅行には、居住地の町村役人が発行する往来手形が必要であったことはよく知られ
ている。しかし近世中期には、米・干鰯・酒・油をはじめ全国的に商品流通が進み、大名の参

裁とも『撰津名所図会』とよく似ている。ただ始まりは神崎、尼崎か
ら、市域に当たる菟原・八郡郡を通って播磨に及んでおり、巡覧の起
点が大坂になっているのは、旅行者や需要の層の厚さを考慮したもの
であらう。

ここに採りあげられている市域の事項はおよそ一九九項、うち撰津
の部分が一五六項で、『撰津名所図会』とほとんど同じ項目である。
残る四三項が市域播磨側の項目で、主な寺社のほか、古墳の千壺(五
色塚)・岩家(舞子の古墳群)・狐塚、城跡の枝吉・下津橋・伊川・榛谷
(楯谷)・神出、『源氏物語』の岡部の館、播磨十水の第一として野中の
清水、奥畑村の木葉石(化石)などをあげている。また太山寺は参詣者
が多く、願をかけて参籠する者もあり、境内には精進料理屋が二軒あ
ったことを載せ、重五右衛門が力試しに仁王門の柱を抱えあげ、礎石



写真 104 往来手形

勤交代なども関係して街道も整備され、それにつれて人々の動きも当然活発になった。こうしてなお種々の制約はありながら、旅行もしいに一般化する傾向にあった。

村に残されている往来手形には商用か四国巡礼の場合が多く、時には関所手形の残っていることもある。

四国巡礼の場合は、その文言も「この度心願これ有り四国巡拝に罷り出で候間、その御地において万一頓死頓病差し起こり候とも、この方へお知らせに及ばず、その御地御定法通り御取り計らい下さるべく候」という意味のことが必ず記されていて、巡礼者のもつ特別の厳しさをうかがわせている。

関所手形の方は、たとえば幕府領村々年貢米の江戸納付のために、納庄屋が出府するといった公用の場合にみられ、代官手代などが発給し、江戸への往復に通る関所あてになっている。

村民の旅行で最も親しまれたのは、やはり前述のような秘仏の開帳や西国三十三カ所の巡拝、あるいは伊勢講などによる伊勢参りなどであったとみられるが、これらの場合は信仰による参詣というほかに、名所巡りの旅行という性格も強かった。伊勢講などは、世話役がいて講中の親しい仲間が一緒に参加する団体旅行となっていた。

学者・文人・画家などの旅行には、その紀行の残されていることがあつた。江戸で生まれ育った司馬江漢が長崎へ遊歴した時、兵庫を通過して

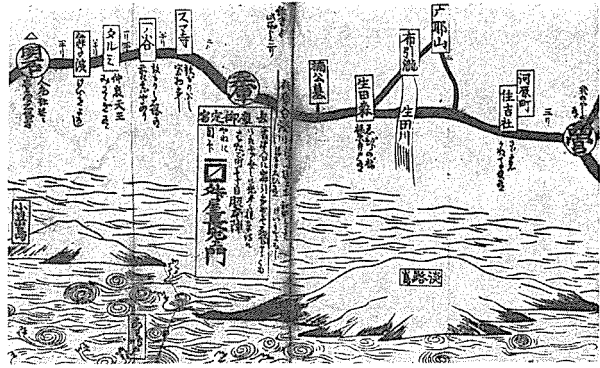


写真 105 御定宿案内(部分)

墳丘面の円筒埴輪について、壺の径一尺余の物数々あり皆破れたりとその見聞を録し、青松の舞子の浜から淡路島を眺望して景色を楽しんでいる。

帰路は、翌年二月十六日明石大藏谷を朝出発して、敦盛の石塔前で蕎麦を食べ、兵庫を通過するところで、往路と同じ名所・旧跡をあげ、布引滝の風景を描いているが、思い出を確かめるような筆致となってい

いるので、その『江漢西遊日記』から、どんな所を見て回ったか取り上げてみよう。往路は大坂から風波にもまれて兵庫に着いているので(天明八年八月二十七日)、灘は摩耶山おろしの吹く所とあるくらいで、市域東部の記述はない。兵庫では磯の町の尼崎屋新兵衛で泊まり、築島・清盛塚・(湊川)・楠木の碑・広敷寺(楠寺)と足を延ばし、同寺の正成の弓矢や像をみているうちに和尚と気が合ったらしく、ともに布引の滝をみて、和尚は詩を作り、翌日江漢は和尚の肖像を書いて与えている。三日目に出発して、カキツバタの名所(須磨の前田家のこととみられるが、図会にカキツバタのことは記されていない)・芭蕉塚(塚はなく、図会では近年「見たせばながむれば見れば須磨の秋」の句碑が建てられたことを載せている)・村上帝の社・須磨の内裏跡・鉄拐の峰・鴨越・敦盛の石塔・撰播の境・東垂水・西垂水・仲哀天皇陵千壺の処(五色塚)と記し、この古墳の上にあがっている。そして

第七節 交通・通信網の展開

表 111 福原三十三番観音札所
(『兵庫名所記』)

番号	寺名	所在
1	葉仙寺	兵庫
2	法立寺	東尻池村
3	海泉寺	駒ヶ林村
4	慈眼寺	駒ヶ林村
5	松源菴	駒ヶ林村
6	松月菴	駒ヶ林村
7	正福寺	野田村
8	浄徳寺	東須磨村
9	福祥寺	西須磨村
10	勝福寺	大手村
11	禅昌寺	板宿村
12	妙楽寺	池田村
13	福寿菴	長田村
14	長福寺	夢野村
15	願成寺	鳥原村
16	靈善寺	石井村
17	東福寺	奥平野村
18	宝池院	荒田村
19	龍泉寺	坂本村
20	福徳寺	花熊村
21	極楽寺	兵庫江川町
22	神宮寺	兵庫七宮
23	西光寺	兵庫
24	恵林寺	兵庫江川町
25	法界寺	兵庫西宮内町
26	米迎寺	兵庫島上町
27	金光寺	兵庫西中町
28	福厳寺	兵庫門口町
29	福海寺	兵庫西柳原町
30	永福寺	兵庫南中町
31	能福寺	兵庫北遊瀬川町
32	真福寺	兵庫
33	真光寺	兵庫

る。この時は陸路を東へ向かっているが、その日の宿泊地西宮までの間では、時節がら岡本の梅のことしかあげていない。

市域のうち、西国街道が縦貫していた六甲南麓沿いでは、やはり灘・銘酒・御影石・布引滝・楠公碑・築島・清盛塚・須磨寺・一ノ谷合戦跡・敦盛の石塔・五色塚といった所が最も親しまれたとみえる。

また「名所記」のほかにも木版の刷り物は多く、村や宿場をつないだ概念図式の携帯用「道中絵図」や旅行の心得も記入した「道中記」、寺社や名所の案内用の一枚刷り、付近の名所案内を兼ねた宿屋の広告などまであらわれている。

その一つに、村の伊勢講を目当てに発行した御定宿案内の一枚がある。伊勢への道中の宿が記されている

なかに「兵庫御定宿脇本陣升屋長右衛門」の欄があって、そこには「当津入口に宿引き多く出で候て、悪口申し候とも御取り上げこれなく、御光来のほど待ち奉り候」とある。当時兵庫津は街道筋の宿場で旅籠も多く、津中の入り口は東の湊口、西の柳原口にそれぞれ門があった。この文言からすると、その入り口付近には宿々から客引きが出ていて、相手宿の悪口を言い合って客を呼び込もうとしているにぎやかな情景が想像できる。

こうした寺社巡拝が盛んになるにつれ、各地で模倣順拝路も生み出されていった。市域にかかわる例では、例えば福原三十三カ所観音巡拝(表Ⅲ)や、一郷庄内といった身近なものでは八部郡山田三十三カ所、播磨では市域の近江寺や性海寺を含む播磨一國規模の播州西国三十三カ所などがあげられる。